

## こちら千葉県弁護士会 京葉支部です



### CONTENTS

成年後見と財産管理	1
ここ最近の市川簡易裁判所・ 千葉家庭裁判所市川出張所の動き	2
裁判所利用者の声	4
アンケート結果	4
裁判所支部設置に向けての その他の動き	4
千葉県弁護士会マスコットキャラクター 『ちーべん』	4

## 成年後見と財産管理

昨年の9月2日の東京新聞で「成年後見人 横領多発『まさか弁護士がーー』高まる制度不信」という記事がありました。

「2014年の後見人（未成年後見を含む）による横領による被害額は約56億円であり、その内、約1割の5億6000万円が弁護士らの専門職による不正であった」という言葉を失うような内容でした。

弁護士増員時代を迎えて、弁護士の世界も「弱肉強食」時代に突入しました。家庭裁判所から成年後見人に選任された弁護士が、老後の高齢者の大切な財産を食い物にしてしまう。一昔前までは、考えられなかつた出来事です。

他方で、この成年後見人を選任・監督する立場にあるのが家庭裁判所です。実は、今年の朝日新聞の1月25日の記事に「後見人の着服、問われる家裁 過失を認定、賠償判決も」とここでも衝撃的な内容が書かれていました。

記事によると、後見人の姪がお金を横領した事案で、裁判所が適正に後見人を監督しなかったことを理由に被後見人の男性が国家賠償請求の裁判を提起しました。

高裁の判決は、家裁調査官から使途不明金の報告があったのに、解任まで約7ヶ月間に渡り被害を防ぐ手段を取らなかったと判断して、国に231万円の賠償を認めました。

皆様もご承知のとおり、千葉家庭裁判所市川出張所

は125万人の管轄人口を抱えた全国でも有数な多忙な裁判所です。もちろん、成年後見の選任・監督も行っています。

そして、2名の裁判官の下で多数の書記官と数名の調査官が在籍されていますが、そのマンパワーも施設も限界を超えているのではないかと思われます。

裁判所職員の方々は、個々に、献身的、かつ、自己犠牲の下に一所懸命に職務を果たしていることには本当に頭が下がります。心から敬意を表したいと思います。

しかしながら、裁判所の個々の職員、特に裁判官の能力に委ねることは、やはり、本末転倒ではないかとも考えます。

やはり根本的な制度設計と予算が必要です。超高齢化時代を迎え、今国会で成年後見促進法が成立し、後見人の人材確保・監督体制の強化が謳われました。

当京葉支部のこれまでの「京葉支部に裁判所の支部を創ろう」という運動は、裁判所は少ない予算と人員で限界まで努力をされ、創意工夫で事案の適正処理に当たられてきたことを正当に評価しつつも、なお、声を挙げにくいであろう裁判所の言葉を代弁して、市民・国民の裁判を受ける権利を実現しようという運動です。

これからも京葉地域の裁判所支部設置に向けて、家事事件にちなんだ「事例報告」をして参りたいと思っています。

# ここ最近の市川簡易裁判所・ 千葉家庭裁判所市川出張所の動き

## 1 市川簡裁・市川出張所庁舎の増築計画が決定し、進行中

### (1) 庁舎増築工事の経緯と経過

最高裁判所は、平成27年度予算の概算要求において市川簡易裁判所と千葉家庭裁判所市川出張所（以下「市川出張所」という。）の増築工事にかかる経費を要求し、今ある2階建ての別館を解体し、新たに3階建ての新別館を増築するという庁舎の増築工事（今ある本館については増築せず、改修が行われるに止まる）が行われることになりました。

裁判所からの説明によりますと、以下のように、平成28年度から2か年の計画で

工事がなされるところで、順調に工事が進むことを期待しています。

- ・平成28年6月下旬から同年10月中旬ころ 本館の改修工事
- ・平成28年10月中旬ころから同年12月上旬ころ 別館解体
- ・平成28年12月上旬ころから平成29年11月上旬ころ 新別館増築
- ・平成29年11月上旬ころから平成30年3月末 本館の内部改修工事

※ 写真は現在の市川簡裁・市川出張所庁舎であり、左側の建物が今回解体される別館



## (2) 今回の庁舎増築による主な改善点・未改善点

今回の庁舎増築による主な改善点は、以下のとおりです。弁護士会側からの要望にもかなりの部分お応え頂き、大変感謝しております。

- ・エレベーターの新設。
- ・調停室が6室増え、26室となる。
- ・申立人待合室と相手方待合室の距離を現在よりも離す。
- ・待合室の面積拡大（申立人待合室15m<sup>2</sup>→29m<sup>2</sup>、相手方待合室16m<sup>2</sup>→27m<sup>2</sup>）。
- ・審判庭が1室増え、2室となる。
- ・試行的面会交流室としても利用可能な、マジックミラーの設置された調査官の調査のための調査室2室を新設する。

しかし、全面建替ではなく増築に止まることから、以下のような未改善のまま残されることになる課題もあります。

- ・今回の庁舎増築により、身体拘束された

被疑者・被告人と一般来庁者との接触を避けるために、庁舎本館1階の留置スペース近くに出入口を新設する改善はなされるのですが、被疑者・被告人が留置スペースから法廷まで移動するためには、今回の増築後も一般来庁者も利用する廊下や階段を利用せざるを得ず、被疑者・被告人と一般来庁者との接触を避けることで、被疑者・被告人のプライバシーを保護するとともに、被疑者・被告人と一般来庁者との無用のトラブルを防止するという目的の実現にはほど遠い状況が残されたままとなります（裁判所には、運用面において、一般来庁者の入場制限や立て看板での遮蔽など可能な限りでの対応を期待します。）。

- ・その他、①法廷の増室、傍聴席の増設や、②駐車場の増設なども見送られています。

## (3) 増築工事に伴う調停の進行面での変更等について

増築工事との関係で、市川出張所での調停運営の在り方が変更されています。すなわち、増築工事の実施により利用できる調停室が減少することに対応するため、平成27年9月から調停期日は、一日を①9時半～、②13時～15時、③15時10分～17時の3枠に分けて運営されています。増築工事に伴うやむを得ない措置であ

るとはいっても、タイトな時間制約の中で調停における十分な意見調整が可能であるのか、調停の長期化をもたらさないかなど懸念が拭えません。

なお、増築工事の期間中は、申立人待合室は本館Bの2階に移転される予定であり、また、駐車場は利用できないことになっています。

## 2 千葉家庭裁判所市川出張所に裁判官2名が常駐していた！

千葉家庭裁判所市川出張所（以下「市川出張所」という。）は、これまで裁判官が常駐せず、平成26年3月の時点では、千葉家庭裁判所本庁や同松戸支部から日替わりで週4日裁判官1名が填補という形で執務する（すなわち、本庁や松戸支部に在籍し、相応の事件数をすでに抱えている裁判官が市川出張所にやってきて、出張所の事件も担当する）運用がなされていましたが、平成26年7月より、2名の裁判官が常駐しています（お恥ずかしい話ですが、我々弁護士会がその事実を知ったのは、平成27年6月18日に行われた市川市議会での菅原卓雄総務局長の答弁からであり、1年近くもその事実を知りませんでした。）。

やっと長年の懸案であった裁判官の常駐化が実現し、市川出張所の人的体制の整備について一歩前進はしたものの、常駐裁判

官が2名に止まる現状においては、市川出張所が抱える家事事件の新受事件数を考えると、事件処理の中身や結果に問題が生じないか懸念が拭えません。すなわち、市川出張所の抱える新受事件数は、年間6500件を超えており、そのうち離婚や遺産分割などの家事調停事件だけをみても、年間1200件を超えており、これは毎月100件の新しい家事調停事件が市川出張所に係属していることを意味しています。毎月100件もの新たな家事調停事件がやってくる中で、事件処理を任されているたった2名の裁判官が、果たして適正にすべての家事調停事件の処理が出来るのか、事件処理に追われるあまり裁判官が心身に問題を抱えることにならないか、代理人として事件に関わる弁護士としても心配でなりません。

## -裁判所利用者の声- アンケート結果

- ・同時期日に多数の事件を入れるため、長時間待たされるし、傍聴席が満席で、法廷外で待たされることがよくある。
- ・駐車場の慢性的な不足。
- ・電話が繋がらないことがよくある。
- ・裁判官が少ないため、調停成立することになったり、調停委員と裁判官の評議が必要になったときに長時間待たされる。
- ・乳児連れの方が利用できるスペースが

- ない。
- ・被告人の導線が問題と感じる。手錠、腰縄姿をさらすのは人権侵害ではないかと思う。
- ・調停不成立となると本庁まで行かない訴訟ができない。
- ・事件の早期解決を考えすぎてか、当事者にとって少々強引な和解勧告を裁判官より受けた。

## 裁判所支部設置に向けてのその他の動き

去る平成27年5月22日、衆議院法務委員会（第189回通常国会）において、京葉地域の裁判所支部設置問題が取り上げられました。

## 千葉県弁護士会マスコットキャラクター「ちーべん」

千葉県弁護士会マスコットキャラクターの『ちーべん』は悪夢を食べるというバクをモチーフにしたキャラクターであり、3年前に誕生しました。

京葉支部の受付では、ちーべんのぬいぐるみがほんわかした雰囲気でみなさまをあたたかくお出迎えしています（写真左）。また、ちーべんは、船橋市内の小中学校への弁護士会出張授業やらぼーとTOKYO-BAYで



行われた船橋生き活き展、消費生活シンポジウムなど、京葉支部管内のあるゆるイベントに参加しています。

オリジナルグッズも、ボールペン、名刺、シールなど（写真右下）イベントの際に配布しており、今後も新しいグッズを製作する予定です。

みなさまもどこかでちーべんを見つければ、ぜひ声をかけてあげて下さい。



## 編集後記

平成26年7月から市川出張所に裁判官2名が常駐するようになり、また、市川簡裁・市川出張所庁舎の増築計画が決定されるなど、市川簡裁・市川出張所の人的・物的体制の整備が漸次進んでおり、その方向性は喜ばしい限りですが、なお未改善の問題も多く残されているのが実情です。京葉地域の住民の方々にとって身近で、利用しやすい裁判所を実現するためには、やはり京葉地域に地方裁判所・家庭裁判所の支部を設置することが不可欠であり、早期に京葉地域への地家裁支部の設置をご決断頂けるよう、今後も京葉地域の皆様と協力して支部設置に向けた運動を継続していく所存です。 編集部

発行日：2016年9月10日

発 行：千葉県弁護士会京葉支部

〒273-0005 千葉県船橋市本町2-1-34 船橋スカイビル5階

電話：047-431-7775 ホームページ：[弁護士会 京葉支部](#) 検索